最終更新日:2015年7月14日
フォスター電機株式会社
代表取締役社長 吉澤 博三
問合せ先:管理本部 IR・法務部 Tel 042-546-2305
証券コード:6794
http://www.foster.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

経営において企業価値・株主価値の向上・増大を目指して、コーポレート・ガバナンスや経営の透明性が有効に発揮・機能することが求められる中、当社はグローバル企業としてCSR経営を踏まえ、ステークホルダー満足度を高めながら、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と適法かつ適性な業務執行が可能な経営体制および株主と株主価値重視の公正で健全な経営システムの構築・確立を目指しています。今後も、経営の機動的な展開と経営効率の向上を期して、業務執行機能を強化するとともに、社外取締役および社外監査役を招聘することにより、経営の監督・監査機能を強化・拡充し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,502,900	9.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,436,100	5.33
株式会社みずほ銀行	1,016,713	3.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	945,859	3.51
チェース マンハッタン バンク ジーティーエスクライアンツ アカウント エスクロウ	742,899	2.76
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223	613,780	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・TDK株式会社退職給付信託口)	587,000	2.18
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバスユーエス ペンション	528,204	1.96
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	496,300	1.84
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス	469,003	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

以下の法人から、当期中に大量保有報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨報告を受けていますが、当期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんでしたので、「大株主の状況」には含めていません。
■エルエスブイ・アセット・マネジメント:所有株式数1,178千株、割合5.01%(2014年2月19日現在、2014年2月24日付大量保有報告書による)
■三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者:所有株式数1,203千株、割合5.12%(2014年12月31日現在、2015年1月8日付大量保有報告書による)
■DIAMアセットマネジメント株式会社およびその共同保有者:所有株式数2,135千株、割合9.09%(2015年3月13日現在、2015年3月18日付大量保有報告書による)
■野村證券株式会社およびその共同保有者:所有株式数1,344千株、割合5.53%(2015年3月31日現在、2015年4月6日付大量保有報告書による)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本　実	公認会計士											
松田　千恵子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本　実	○	＜重要な兼職の状況＞ 松本実公認会計士事務所　所長 三信電気株式会社　社外監査役 株式会社ジャステック　社外監査役	長年にわたる上場会社の会計監査や公認会計士としての経験から培われた専門的な知識を経営に活かすことにより、当社経営の監督とチェック機能の強化が期待できると判断し、選任しております。なお、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに過去勤務しておりましたが、平成24年9月に退職しており、同氏が現在開設している会計事務所に対して当社は何らの金銭的利益を供与しておらず、一般株主と利益相反の生ずるおそれのない者と判断しております。
		＜重要な兼職の状況＞ 首都大学東京都市教養学部　教授	経営学および会計・財務に関する豊富な専門知識ならびに大学教授および経営者として培

松田　千恵子	○	首都大学院社会科学研究科　教授 サトーホールディングス株式会社　社外監査役 日立化成株式会社　社外取締役	われた幅広い知見を有しており、当社のガバナンス体制の強化、経営戦略、財務・IR、ダイバシティー推進等への助言・指導が期待できると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	3	0	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	3	0	0	1	社内取締役

補足説明 更新

委員構成における「その他」は、両委員会とも常勤社外監査役です。
両委員会の委員は、取締役会決議によって原則として役員(取締役・監査役)等より選定します。員数は3名以上であり、必要に応じ社外の専門家にも出席させて意見等を聴取します。両委員会とも委員長(代表取締役社長)または副委員長(役付取締役)が定例的または臨時に招集し、開催されます。パターン・プロセスは、取締役会からの諮問→各委員会での検討・討議を経て取締役会への答申(→取締役会での審議・決議)を原則としています。両委員会とも、法務部門、人事総務部門または経営管理部門等より議事運営を補佐する事務局を設けることができます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任監査法人トーマツの会計監査人に監査業務を委託しています。監査役は、会計監査人から定期的に監査計画、監査の経過と結果等につき報告を受け、情報の共有化を図ることで監査の実効性を確保しています。また、監査役は、内部監査部門である監査室と適宜会合を持ち、各々の監査計画と監査結果について情報の共有化を図ることで監査の実効性を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井野　拓磨	税理士													
中本　攻	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井野　拓磨	○	＜重要な兼職の状況＞ 井野拓磨税理士事務所　代表	税務行政や会社役員、税理士業務を通じて培われた財務、会計に対する相当の知識と経験を有しており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映して頂くために選任しております。 また、当社と平成22年9月より税務顧問契約を締結しておりましたが、平成24年3月をもって当該契約を解除しており、その後は何等の金銭的利益を供与しておらず、社外監査役としての職務を遂行する上で一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指名いたしました。
中本　攻	○	＜重要な兼職の状況＞ 中本総合法律事務所　代表 バリューコマース株式会社　社外監査役	弁護士としての経験が豊富であり、特に企業経営および国際商事取引に関する法律の高度な知識を有しており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映して頂くために選任しております。 また、中本総合法律事務所を平成20年1月に開設しておりますが、当該事務所に対して当社より何等の金銭的利益を供与しておらず、社外監査役としての職務を遂行する上で一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指名いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

年次インセンティブとしては、役員退職慰労金制を廃止し、業績連動による報酬部分を設けて、業績・成果を反映した形で支給しています。
ただし、社外取締役および監査役につきましては、定額の報酬制度を実施しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

(1) 取締役報酬（2015年3月期）
・基本報酬　8名161百万円 （うち社外取締役1名: 9百万円）
・業績連動賞与　 −名
(2) 監査役報酬（2015年3月期）
・基本報酬 3名40百万円 （うち社外監査役2名: 27百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成17年10月より取締役会の下に「報酬諮問委員会」を設置し、株主総会で定められた報酬限度額内において、職務の内容、業績、成果等を勘案の上、当該委員会で各取締役の報酬額を決定しています。
また、監査役の報酬は、株主総会で定められた報酬限度内において、監査役会にて監査役全員の合意のもと、決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

(1) 社外取締役
法務部門および役員秘書部門のスタッフがそれぞれ兼任の形で、決議・報告事項に関する資料の事前配布、必要に応じた事務補助（国内外の出張手配、スケジュール調整・管理など）を行っています。
(2) 社外監査役
法務部門および役員秘書部門のスタッフがそれぞれ兼任の形で、決議・報告事項に関する資料の事前配布、必要に応じた事務補助（監査役会議事録の創案・保管・管理、監査役会規則・監査役監査基準の改訂手配、業務監査報告書の保管・管理、国内外の出張手配、スケジュール調整・管理など）を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜現状の体制の概要＞
(1) 業務執行
当社の業務執行の機能を実現するための会議・委員会の概要は次のとおりです。
■取締役会
・ 中期経営方針、年間・半期の予算および経営上の重要な意思決定を行う。
・ 毎月1回定時取締役会を開催（必要に応じて臨時取締役会を随時開催）
・ 構成メンバーは、取締役7名と監査役3名の計10名
■常務会
・ 代表取締役社長による経営判断の補佐、助言および業務執行のための意思決定を行う。
・ 毎月１回開催（必要に応じて随時開催）
・ 構成メンバーは、常務取締役以上の業務執行取締役、特に指名された取締役、上席執行役員、常勤社外監査役および相談役の計10名
■経営会議
・ 各事業本部および海外グループ会社の業務執行・財務情報に係わる報告、検討および討議を行う。
・ 四半期に1回開催（必要に応じて随時開催）
・ 構成メンバーは、取締役、執行役員、各部門責任者および常勤社外監査役等の計28名
■本部長会議
・ 各事業本部の業務執行に係わる意思統一を行う。
・ 四半期に1回開催（必要に応じて随時開催）
・ 構成メンバーは、取締役、執行役員および常勤社外監査役等の計14名
■国内グループ会社会議
・ 各国内グループ会社との連結経営推進のための意思統一、財務情報に係わる報告、検討および討議を行う。
・ 年2回開催
・ 構成メンバーは、取締役、執行役員、国内子会社の経営責任者および常勤社外監査役等の計11名
■グローバル予算会議
・ 各海外グループ会社の予算、財務情報に係わる報告、審議を行う。
・年2回開催
・ 構成メンバーは、取締役、執行役員、各部門責任者、海外子会社の経営責任者および常勤社外監査役等の計26名
■グローバル資材会議
・グループ全体の資材購買等の戦略に関する報告および審議を行う。
・ 2回開催
・ 構成メンバーは、取締役、執行役員、各部門責任者、海外子会社の経営責任者および常勤社外監査役等の計22名
■グローバル品質会議
・ グループ全体の品質・製造に係わる意思統一を行う。
・年2回開催
・ 構成メンバーは、取締役、執行役員、各部門責任者、海外子会社の経営責任者および常勤社外監査役等の計24名
■指名諮問委員会および報酬諮問委員会
・ 役員等の選任・人選および処遇等を取り決めるにあたり、公正さと透明性を高めることを目的に設置。
・ 必要に応じて開催
・ 構成メンバーは、代表取締役以下、役付取締役、社外取締役、常勤監査役、社外監査役等、役員3名以上にて構成（現在は独立役員を含む計

4名）
(2)監査役および監査役会
当社の監査・監督の機能を実現するための監査機関の概要は次のとおりです。
■監査役会
・本社各部門、各地方事業所、国内外の子会社に対し実査・往査を実施。
・毎年数回開催（必要に応じて随時開催）
・構成メンバーは、社外（常勤・非常勤）監査役各1名と監査役1名の計3名
(3)内部監査部門
当社の内部監査部門の概要は次のとおりです。
■監査室
・社長直轄の部門で、各部門の経営方針の遂行状況、内部統制システムの運用状況および業務運営の準拠性・効率性を検討・評価・報告を実施。
・構成メンバーは、専任者が1名
(4)会計監査
当社の会計監査に関する概要は次のとおりです。
■会計監査人　有限責任監査法人トーマツ
・指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　津 田　良洋　2年
・指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　五十嵐　勝彦　5年

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、「参考資料の模式図」にあるとおり、取締役会（7名）における業務執行が有効且つ適正に機能するように社外取締役（2名）を選任し、監査役会、その他各会議・委員会と連携して、全体として有効なコーポレート・ガバナンス体制を維持すべく、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3週間以上前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の3日前に設定
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを導入
招集通知（要約）の英文での提供	当社HPに掲載
その他	招集通知を当社HPに発送の1営業日前に掲載、ビジュアル化、お土産配布、懇談会の開催

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPに掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期末毎の決算説明会を実施予定。また、個別取材にも対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信（英文翻訳版有り）、決算説明会資料、東証開示資料、任意開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、ビジネスレポート（英語版有り）、招集通知（英文翻訳版有り）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部門（IR・法務部）、IR事務連絡責任者（IR・法務部長）	
その他	必要に応じ機関投資家を中心にワンオンワンミーティングを実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フォスターグループCSR憲章」を制定し、ステークホルダー満足度を高めることについて言及しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境室の設置、ISO14001の取得、得意先のグリーン調達やREACHへの対応、管理本部主導による対外的なCSRレポートの制作
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動指針「フォスターグループ企業行動要綱」において、ステークホルダーに対する企業情報の積極的な公正開示を明言しています。
その他	当社は、女性社員の戦力は非常に重要と認識しており、女性がより力を発揮できる環境や制度の構築に積極的に取り組んでいます。具体的には2010年には女性が働きやすい職場改善を目的とする女性だけのワーキンググループを設立し、そこで出された意見などは現在の職場環境に活かされています。その結果、育児休業された女性社員の職場復帰率は、過去6年間で100%という数値を示しています。また、2015年の株主総会において、当社初の女性の（社外）取締役が選任されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】
当社は、会社法第362条（取締役会の権限等）第4項第6号の定めに基づき、当社の実状を踏まえ、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社およびグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制（以下「内部統制システム」という）の整備に取り組んで行くものとします。
内部統制システムは、当社およびグループ会社の規模、事業の性格、機関設計その他の当社およびグループ会社の特色や特質等を踏まえ、必要かつ適正と考えるレベルで構築・整備することが求められます。整備に当たっては、コンプライアンス・プログラム、リスク・危機管理体制、情報開示制度など、すでに当社において実施・展開され、有効に機能しているシステムや仕組み・制度を充分に活用して行います。

【整備状況】
（1）コンプライアンス体制
a. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念を表す「フォスターグループCSR憲章」、企業倫理基準「フォスターグループ企業行動要綱」および社員行動基準「フォスターグループ社員行動規範」を策定しており、役員を含む当社全社員より規範順守の誓約書提出を得ています。また、代表取締役社長を最高責任者、役付取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、コンプライアンス体制の整備・向上に努めています。
b. 内部監査部門として、社長直属の「監査室」が通常の執行部門から独立して置かれ、内部統制システムの構築、維持、向上を図っています。
c. 取締役は、グループ会社を含めて、重大な法令違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する重要な事実・事案を発見した場合には、直ちに監査役または監査役会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとします。
d.「内部通報取扱規程」および当該「運営要領」に基づいて、法令や社内規定違反・企業倫理違背その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報・相談体制および窓口として「ホットライン」（監査室長および顧問弁護士が担当）、「ヘルプライン」（人事担当男女各1名が担当）が常設されています。
e. 監査役は、グループ会社を含めて、法令順守体制および内部通報制度等の運用に問題があると認めた場合は、遅滞なく取締役および代表取締役に意見を述べるとともに、その改善を求めることができます。
f.代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会にて、「財務報告に係る内部統制」の体制整備・充実を図るとともに、社長直属の「内部統制室」が体制・推進方法に対して審査を行うことにより、適法性を担保しつつ、効率的で健全かつ透明性の高い経営に努めています。

（2）文書等管理および情報開示体制
a. 取締役の職務執行に係る情報の保存、廃棄および管理については、「標準化委員会」等が設置され、社内文書管理規則である「文書管理標準」や「企業秘密保護・管理規程」、「個人情報保護・管理規程」等に定められた保存媒体によって、法令あるいは社内規則に応じて定められた保存期間中、検索可能な状態で適切に維持管理しています。
b. 情報開示については、「内部情報管理およびインサイダー取引防止規程」および「適時情報開示および情報開示委員会規程」を定め、「ディスクロージャーポリシー」を当社ホームページに掲載して、決算短信等の早期かつ適正開示に努めています。更には必要に応じて任意の積極的な情報開示をスピーディ、タイムリーかつ的確に行って、経営のアカウンタビリティと透明性向上に努めています。

（3）リスク・危機管理体制
a. 当社は、各部門において、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理および個々のリスクについての対応体制を整えています。
b. リスク・危機管理体制の基礎として、「リスク・危機管理規程」を定め、各部門における個々のリスクについて部門長を「リスク・危機管理責任者」に指定し、同規程に従ったリスク管理体制である「リスク・危機管理委員会」（委員長は代表取締役社長）を設置しています。重大なリスクが具現化し、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長等を本部長とする危機対策本部を開設し、事務局や特別室あるいは情報連絡チーム、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを組織して迅速な対応を行い、被害を最小限に止め、可能な限り短時間で原状回復する体制を整えて、損害の拡大を防止します。

（4）効率性の確保
a. 取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、「取締役会規則」に則り、取締役会を月１回定時および臨時に開催して、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件および重要な業務執行を審議・決定し、その執行に当たっては、事前に代表取締役・役付取締役・上席執行役員・常勤社外監査役等によって構成される「常務会」における討議を経て執行決定を行うものとしています。
更に意思決定の実行の迅速化と意思統一のため、各事業本部の業務執行に係る報告・検討を行う機関として、社長以下、本部長（兼務取締役、執行役員等を含む）を主体とする「経営会議」や「本部長会議」等を開設しています。
b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会において業務執行取締役、使用人兼務取締役や執行役員とその担当業務を選定しており、また「組織規程」、「稟議規程」、「職務分掌・職務権限規程」等において、それぞれの責任者とその権限・責任、執行手続きについて定めています。
c. グループ全体としては、連結経営の推進のために年2回にわたり国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」や海外各社の経営責任者をメンバーとして各社の予算を審議する「グローバル予算会議」、営業・技術・品質・製造に係る各グローバル戦略会議等を開催して、グループの方向性を確認し、連携強化を期しています。

（5）企業集団における内部統制
a. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、基本的にグループ企業すべてに適用する行動指針として、「フォスターグループCSR憲章」、「フォスターグループ企業行動要綱」および「フォスターグループ社員行動規範」を制定し、これを基礎としてグループ各社においてその実状・国情に沿ってアレンジし、関連諸規範・諸規程を定めることとします。
経営管理については、毎年グループを含めた経営方針・基本方針を定めるとともに、「グループ会社管理運営規程」を制定して、グループ会社に対する管理の基本方針および基本事項を定めています。本規程に従い、グループ会社は自らの自主性・独立性を保持しつつ、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じて当社はモニタリングを行います。
b. 各グループ会社において、その実情・国情に沿って、業務執行に係わるリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整えます。
c. グループ会社およびその役職員は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反があり、その他コンプライアンス上問題があると思料される重要な事実・事項（例えば、当社およびグループ会社との間における利益の付替え、損失の飛ばし等、グループ会社を利用したり、グループ会社に指示して行う違法または不適切な取引や会計処理など）を認識したり発見した場合には、速やかに当社主管部門、内部監査部門、コンプライアンス委員会あるいは直接「ホットライン」や監査役に報告するものとします。
d. 上記の違法または不適切な取引や会計処理を防止するため、内部監査部門およびコンプライアンス委員会等は、グループ会社の内部監査部門（定められている場合）、監査役や会計監査人またはこれに相当する部署・役職員と必要な情報交換を行うものとします。

（6）監査役に係る内部統制
a. 監査役監査は、当社「監査役監査基準」および各年度監査方針、監査計画に基づき実施されています。当社各部門・事業所、グループ会社に関する監査結果は、「業務監査報告書」としてまとめられ、経営改善に寄与すべく、速やかに代表取締役や取締役を始めとする関係者に対して、提出・回覧されています。
また、監査の実効性・効率性を確保するため、内部監査部門および会計監査人との意見交換や協力・協働体制（三様監査）の強化に努めています。
監査役会は、監査の実施に当たり必要と認めたときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他を外部アドバイザーとして起用することができます。
b. 当社およびグループ会社の取締役および使用人等が監査役に報告すべき事項および時期等について定める「監査役への報告に関する規程」に基づき、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にそのつど報告するものとします。更に、監査役は必要に応じて随時これらの者に対して報告を求めることができます。
c. 監査役は、上記規程により、株主総会、取締役会はもちろん、常務会、経営会議、国内グループ会社会議、海外グループ会社に係わるグローバル予算会議、各種の戦略会議、委員会等の重要会議に出席しています。
d. 社内通報制度を規定する「内部通報取扱規程」に基づく通報窓口の「ホットライン」および「ヘルプライン」の担当者は、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、適切な通報・報告・相談体制を確保し、社内通報制度による通報の状況を定期的に監査役に報告します。なお、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等が社内通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったことを理由として、不利益に取扱うことを禁止します。
e. 現状においては、専任の監査役補助者は置いておらず、法務部門および役員秘書部門のスタッフが監査役の職務を一部兼任補助しています。
監査役から監査業務に関する指示・命令を受けた監査役補助者は、その指示・命令については取締役からの指揮命令を受けないものとします。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等については、人事担当役員が監査役と事前に協議を行うものとします。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人事担当執行役員は、監査役との適切な意思疎通を図り、他の関係者の意見を充分に考慮して、専任または兼任による使用人を置くものとします。
f. 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】
当社は、「フォスターグループ企業行動要綱」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対処し、一切関係を持たないこと」を明言し、これを基本方針としています。

【整備状況】
反社会的勢力に対する対応につきましては、「反社会的勢力による被害防止・対策規程」を設け、対策責任者を定めて反社会的勢力に組織的に対処できる体制を整備するとともに、「フォスターグループ社員行動規範」にて反社会的勢力との関係遮断をグループ内の役職員に周知徹底しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

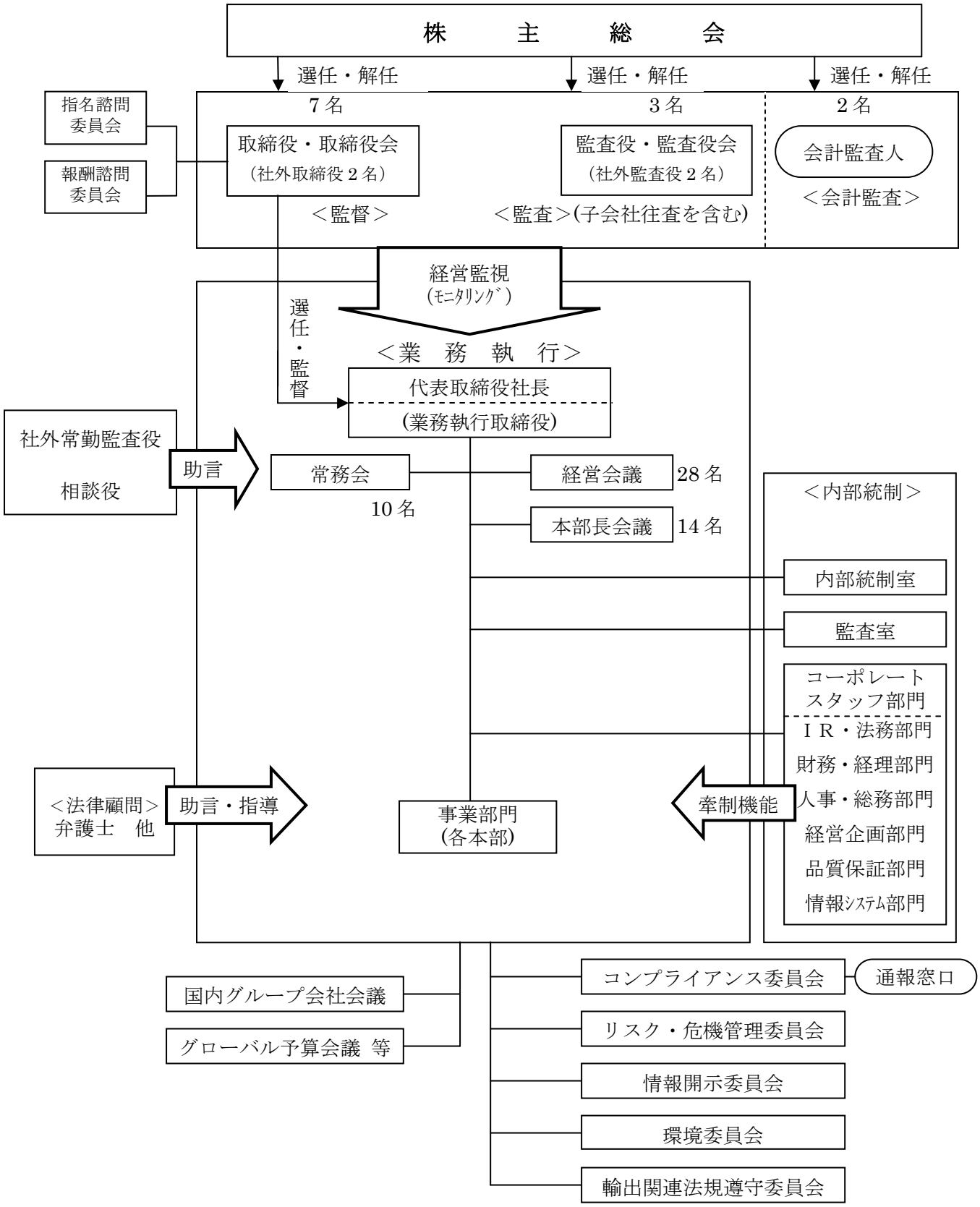
現時点では会社の支配に関する基本方針は特に定めていませんが、企業価値および株主共同の利益を向上させることが濫用的買収を防ぐ基本であるとの認識のもとに経営を行っています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る基本方針および社内体制】
当社は、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の「適時開示規則」に沿って公正かつ迅速な情報開示を行うこと、また、これらの法規制に従った情報のほか、当社を理解していただくために有効と思われる情報も、できるだけ積極的かつ公平に開示するよう努めることを「ディスクロージャーポリシー」に定めています。
当社は、この方針に基づき、重要な情報を適切・適正かつ迅速・正確・公正に開示するため、以下の体制を社内規程に定めています。

管理担当執行役員を委員長とする「情報開示委員会」が、当社グループに係わる重要な決定事実、発生事実および決算に関する情報について関係法令および規則等に基づき、適時開示の必要性を検討します。
適時開示が必要と判断された場合は、開示内容の適正性・正確性を確認のうえ、
a　重要な決定事実および決算に関する情報については、当委員会の検討を経て、取締役会決議の後、
b　重要な発生事実に関する情報については、代表取締役社長の判断により、速やかに当委員会が開示資料を作成し、東証担当事務局長（IR・法務部門長）が適時開示を行います。また、
c　各事業年度の決算情報については、所管責任部門である経理部門が開示資料を作成し、部門内でのダブルチェック、IR・法務部門や監査室ならびに監査役、会計監査人によるチェック・審査の後、取締役会における承認決議を経て、経理部門が適時開示を行います。
なお、開示前には、情報の保有部門、関連部門、関連子会社ならびに関係する社員・役員に対し、インサイダー取引の未然防止のため、当委員会を中心に情報管理を徹底しています。

＜参考資料：模式図＞


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
7名
3名
2名
指名諮問委員会
報酬諮問委員会
取締役・取締役会
（社外取締役2名）
監査役・監査役会
（社外監査役2名）
会計監査人
＜監督＞
＜監査＞(子会社往査を含む)
＜会計監査＞
経営監視
(ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ)
選任・監督
＜業　務　執　行＞
代表取締役社長
(業務執行取締役)
社外常勤監査役
相談役
助言
常務会
10名
経営会議
28名
本部長会議
14名
＜内部統制＞
内部統制室
監査室
コーポレートスタッフ部門
ＩＲ・法務部門
財務・経理部門
人事・総務部門
経営企画部門
品質保証部門
情報ｼｽﾃﾑ部門
＜法律顧問＞
弁護士　他
助言・指導
事業部門
(各本部)
牽制機能
国内グループ会社会議
グローバル予算会議 等
コンプライアンス委員会
通報窓口
リスク・危機管理委員会
情報開示委員会
環境委員会
輸出関連法規遵守委員会